

平成27年度下野市行政評価市民評価報告書（案） 修正内容一覧

※ 平成27年度下野市行政評価市民評価報告書については、平成27年12月10日開催の第6回委員会での決定に基づき、杉原会長と事務局にて報告書（案）を作成し、12月21日から1月6日まで報告書（案）の内容等を各委員にご確認いただいたところ、修正等の意見についてご報告をいただきました。修正等の意見については、杉原会長と事務局にて再度協議を行い、下記の修正理由によって、修正した報告書を委員会としての最終決定といたします。修正内容を一覧にまとめましたのでご覧いただきますようお願いいたします。

頁番号・項目	修正前	修正等の意見	修正後	修正理由
10頁 「評価内容」の 記載内容	今後も商工会への補助金額の精査を継続して行うとともに、商工会自体の経営の効率化、基盤強化を推進するためには、2つの商工会の統一に向けた取組が必要である。	今後も商工会への補助金額の精査を継続して行うとともに、商工会自体の経営の効率化、基盤強化を推進するためには、2つの商工会の統一を一日も早く実現すべきである。 【理由：2つの商工会が存在することはまずいと誰もが思っていることである。「取組みが必要である」は、甘すぎる。問題点を解決して統一すべきであるから、より強く書くべきだと考えました。】	今後も商工会への補助金額の精査を継続して行うとともに、商工会自体の経営の効率化、基盤強化を推進するためには、2つの商工会の統一に向けた積極的な取組が必要である。	委員会において、商工会の統一が課題であるという認識では一致しており、その意味で、この課題に「積極的に」取り組む姿勢は確認できているが、「一日も早く」という文言で表すほどの意見統一は行われていない。 「積極的に」という文言は、委員会の「強い」姿勢を示す上で、全委員が納得しうる有効な表現であると考えられる。
12頁 「反対意見」内の 委員個別意見	石橋地区では、毎年大松山運動公園で開催する産業祭の他、商工会が主催するお祭りが多くあるが、商工会に対してのみ補助金を交付するのではなく、商工会、自治会、コミュニティ等様々な団体が主催となり事業が展開され、市が必要な補助金を交付して支援していくことが地域活性化に繋がると考える。	●石橋地区では、毎年大松山運動公園で開催する産業祭の他、商工会が主催するお祭りが4つもある。商工会に対して一括して補助金を交付するのではなく、商工会、自治会、コミュニティ団体が主催するお祭りに対しても、それぞれのお祭りに、集客人数なども考慮して支援していくことが、地域活性化に繋がると考える。	石橋地区では、毎年大松山運動公園で開催する産業祭の他、商工会が主催するお祭りが4つもある。商工会に対して一括して補助金を交付するのではなく、商工会、自治会、コミュニティ等様々な団体が主催するお祭りに対しても、それぞれのお祭りの集客人数などを考慮し、支援していくことが地域活性化に繋がると考える。	委員個別意見のため、修正の申し出があったとおりに修正を行う。 (一部文言修正)
22頁 「その他の個別 意見」内の 委員個別意見	一部のコミュニティセンターは、地元自治会が赤字責任を担う指定管理者制度の施設であることの広報が足りないと思う。コミュニティセンターによっては、今の管理委託料金のまま施設の利用料金を値下げしたら、管理しているコミュニティ推進協議会が赤字を負担する事になる。しかし、施設の定期利用者実人数は自治会加入者世帯数から比較すると非常に少なく、ほとんどの自治会会員は日常的に利用していないと考える。現行の指定管理者協定では、料金を決める権限はコミュニティ推進協議会役員会（自治会役員の役員会）にあるが、一年で替わる自治会役員では、全ての自治会加入者の利害調整等が絡む料金設定を無償奉仕で行うことは困難であると思う。非自治会員である若いアパート住まい共働き世帯がこの事実を知り、自治会に加入したいと思うであろうか。指定管理者事業については、10年経過しても住民の理解はこのような現状である。自治会役員が権限を持っている指定管理者制度は、運営面で再検討が必要だと思う。今少し現状が理解されてから、より良い次の展開へ進むことを期待している。	毎日開館するコミュニティセンターの指定管理者制度については、きちんと時間を取って、課題や問題点を指摘し整理し、地元自治会やコミュニティセンター定期利用者代表が参加し、市役所担当課も参加して、以下の点について協議を行う必要がある。協議に先立ち、協議のたたき台となる原案が必要である。 1、地元自治会と施設定期利用者がコミュニティ推進協議会に参加するよう、コミュニティ推進協議会構成メンバーを見直す。 2、自治会の現状・実態を把握・分析して、以下について協議する。①コミュニティ推進協議会代表が円満に安定交替するよう、代表実務及び報酬、任期等をコミュニティ推進協議会新規約で定める。②コミュニティ推進協議会に対し地元自治会が担うべき連帯責任について、施設赤字責任や監査責任を新規約に明文で定める。③自治会とコミュニティセンターの円満な関係を明文で示す。 (2、②の責任を前提に、地元自治会の施設利用ルール等も明文で示す。優先予約や低額利用料金などのルールを明文で示す) 上述のコミュニティ推進協議会見直しを行うことを条件に、コミュニティセンター指定管理者制度は、今後とも市の施策として積極的に推進すべきであると考えます。	コミュニティセンターの指定管理者制度については、地元自治会・施設定期利用者代表・市役所担当課が集まり、十分な時間を設け、課題等を整理し、次の点について協議を行う必要があると考える。①地元自治会と施設定期利用者がコミュニティ推進協議会に参加するよう、コミュニティ推進協議会構成メンバーを見直す。②コミュニティ推進協議会代表が円満に安定交替するよう、代表実務及び報酬、任期等について協議し、規約等を定める。③コミュニティ推進協議会に対し地元自治会が担うべき責任について協議し、施設赤字責任や監査責任を規約等で定める。④自治会とコミュニティセンターの良好な関係のため、地元自治会の施設利用や優先予約・低額利用料金等について協議し、ルール等を明文化する。	委員個別意見のため、修正の申し出があったとおりに修正を行う。 (一部文言修正)